

社会福祉法人 清風会
特別養護老人ホーム洗寿園 指定短期入所生活介護、
指定介護予防短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清風会が開設する特別養護老人ホーム洗寿園（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「本事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる職員（以下「職員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業は、要支援、要介護状態にある高齢者等が、家族等の介護者の事情により家庭で介護できない場合、短期間入所させ、日常生活の介助、日常動作訓練、養護、レクリエーション、送迎、入浴、給食等のサービスを提供し、在宅生活の継続を図る。

2 本事業のサービス提供に当たっては、利用者や家族等の介護者の希望を取り入れた、個別の短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成し実施する。

3 本事業の運営に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、介護保険施設及び関係機関等との連携につとめる。

(事業所の名称等)

第3条 本事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 社会福祉法人清風会 特別養護老人ホーム洗寿園

(2) 所在地 福岡市博多区金の隈三丁目24番55号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業に従事する職員は、特別養護老人ホームの職員と兼務するものとし、職種及び職員数は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名
管理者は、本事業の従事者の管理及び業務の管理を行うとともに、従事者にこの規定を順守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 医師 1人以上(嘱託)
医師は、利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

(3) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、本事業に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用の申し込みに係る調整、関係市町村、指定居宅介護支援事業者等との連絡調整、利用者や家族等の介護者からの相談、利用者の在宅生活継続の助言、短期入所生活介護計画の作成等を行う。

(4) 看護職員 3名以上(常勤換算)
看護職員は、利用者の心身の状況の把握、サービス利用期間中の薬剤の保管、かかりつけの医師又は医療機関との連絡、バイタルサインのチェック、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護利用期間中の健康管理を行う。

(5) 介護職員 31名以上（常勤換算）

介護職員は、食事介助、入浴介助、排泄介助等の日常生活の介護、レクリエーション、簡単な日常生活動作訓練を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、利用者が在宅生活を継続するのに必要な、日常生活動作訓練を行う。

(7) 栄養士または管理栄養士 1名

利用者の心身の状況に応じた献立をたて、調理委託業者を監督する。

(8) 事務員 1名以上

必要な事務を行う

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員)

第5条 施設の短期入所介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は2名とし、通常の定員（100名）に空床があった場合に限り利用できるものとする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を実施した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合の額とし、別表のとおりとする。

① 送迎

② 日常動作訓練

③ 食事サービス

④ 食事、入浴、排泄等の日常生活の介護

⑤ 健康チェック

⑥ レクリエーション

⑦ 養護

⑧ 家庭介護上の悩みの相談受付

⑨ 利用者の心身の機能の維持向上や在宅生活継続のための介護方法の指導

2 食事の提供に要する費用として、別表のとおりとする。

3 利用者が負担する事が妥当だと判断されるものについては、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス終了時に徴収する。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の本事業の実施地域は、福岡市博多区・東区・中央区・南区、春日市、大野城市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 施設の短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、利用者及び家族等の介護者の同意を必要とする。また、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を変更する場合は、利用者及び家族等の介護者と協議する。

- (2) 利用者は、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの利用に際して、生活相談員等の面接調査に応じ、必要な範囲内で、利用者の心身の状況、家族等の状況の情報を提供する。
- (3) 利用者は、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス利用料金を、サービス終了時に利用料は支払窓口で、本施設が指定する方法により支払う。
- (4) 利用者は、本施設の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 本事業の職員は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の実施中または送迎中に、利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医への連絡、かかりつけの医療機関、救急医療機関や協力医療機関等への搬送、家族等の介護者へ連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 洗寿園防災計画に基づき、定期的に避難訓練等を行い、非常災害に備える。

(その他運営についての留意点)

第11条 本事業の社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務推進体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を守るべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が別に定める。

(附則)

- この規定は、平成12年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年 7月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規定は、平成27年 8月 1日から施行する。
- この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。(別表)
- この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。(別表)
- この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規定は、令和 3年 9月 1日から施行する。

別表（第6条関係）

1. 1日あたりの介護福祉施設サービス費の単位数と費用

- ① 費用換算は単位数に「介護職員処遇改善加算」8.3%および「介護職員等特定処遇改善加算」2.7%を加算して端数を四捨五入した後、1単位あたりの単価である10.55円を乗じて端数を切り捨てて得た金額から、同額に0.9または0.8または0.7を乗じ端数を切り捨てて得た金額を減じたものです。
- ② 端数処理の関係上、月の合計金額は1日当たりの料金×30日とは異なります。

要介護区分	単位数	1日あたりの金額	2割負担対象者の1日あたりの金額	3割負担対象者の1日あたりの金額
要支援1	446単位	524円	1,047円	1,570円
要支援2	555単位	651円	1,302円	1,953円
要介護1	596単位	700円	1,399円	2,099円
要介護2	665単位	781円	1,562円	2,343円
要介護3	737単位	866円	1,731円	2,596円
要介護4	806単位	946円	1,891円	2,836円
要介護5	874単位	1,026円	2,051円	3,077円

2) 利用者に加算される、1日あたりの加算項目の単位数と費用

- ① 費用換算は単位数に「介護職員処遇改善加算」8.3%および「介護職員等特定処遇改善加算」2.7%を加算して端数を四捨五入した後、1単位あたりの単価である10.55円を乗じて端数を切り捨てて得た金額から、同額に0.9または0.8または0.7を乗じ端数を切り捨てて得た金額を減じたものです。

加算項目	単位数	1日あたりの金額	2割負担対象者の1日あたりの金額	3割負担対象者の1日あたりの金額
看護体制加算（Ⅰ）	4単位	5円	9円	13円
看護体制加算（Ⅱ）	8単位	10円	19円	29円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13単位	15円	30円	45円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位	27円	53円	79円
緊急受入加算※	90単位	106円	211円	317円
若年性認知症利用者受入加算	120単位	141円	281円	421円

◎ 要支援の方は、サービス提供体制強化加算のみが対象となります。

緊急短期受入加算※は、サービスの利用を開始した日から7日間を限度として加算

3) 追加の加算等請求分（該当する場合にのみ加算・1日または1回あたり）

追加加算等	単位数	1日あたりの金額	2割負担対象者の1日あたりの金額	3割負担対象者の1日あたりの金額
送迎加算	184単位	216円	431円	646円
療養食加算	23単位	28円	55円	83円

4) 1日あたりの居住費（光熱水費相当）

※居住費および食費は、手続きにより世帯の所得状況に応じて費用が軽減されます。

居住費負担段階	金額
第1段階（介護保険負担限度額認定者）	円
第2段階（介護保険負担限度額認定者）	370円
第3段階①（介護保険負担限度額認定者）	370円
第3段階②（介護保険負担限度額認定者）	370円
第4段階	855円

5) 1食あたりの食事提供に要する費用

区分	金額
朝食	460円
昼食	570円
夕食	570円

6) 3食全て提供時の費用（1日あたり）

居住費負担段階	金額
第1段階（介護保険負担限度額認定者）	300円
第2段階（介護保険負担限度額認定者）	600円
第3段階①（介護保険負担限度額認定者）	1,000円
第3段階②（介護保険負担限度額認定者）	1,300円
第4段階	1,600円

※ただし、介護保険負担限度額認定の第3段階の方で、朝食のみの場合は460円、昼食または夕食のみの場合は570円となります。